

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT6984238

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT		
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF ADDRESS OF ASSIGNEE		
CONVEYING PARTY DATA			
Name			Execution Date
RENAISSANCE ENERGY RESEARCH CORPORATION			12/08/2014
RECEIVING PARTY DATA			
Name:	RENAISSANCE ENERGY RESEARCH CORPORATION		
Street Address:	102 ADVANCED CHEMICAL TECHNOLOGY CENTER IN KYOTO, 105 JIBU-CHO, FUSHIMI-KU, KYOTO-SHI		
City:	KYOTO		
State/Country:	JAPAN		
Postal Code:	612-8374		
PROPERTY NUMBERS Total: 1			
Property Type	Number		
Patent Number:	9975105		
CORRESPONDENCE DATA			
Fax Number:	(202)721-8250		
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>			
Phone:	2027218200		
Email:	wlp@wenderoth.com		
Correspondent Name:	WENDEROTH, LIND & PONACK, L.L.P.		
Address Line 1:	1025 CONNECTICUT AVENUE NW		
Address Line 2:	SUITE 500		
Address Line 4:	WASHINGTON, D.C. 20036		
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	2015-0075A		
NAME OF SUBMITTER:	JAMES J. MOORE		
SIGNATURE:	/James J. Moore/		
DATE SIGNED:	10/22/2021		
Total Attachments: 9			
source=Notice of Assignee Address Change_0075A#page1.tif			
source=Notice of Assignee Address Change_0075A#page2.tif			
source=Notice of Assignee Address Change_0075A#page3.tif			
source=Notice of Assignee Address Change_0075A#page4.tif			

source=Notice of Assignee Address Change_0075A#page5.tif
source=Notice of Assignee Address Change_0075A#page6.tif
source=Notice of Assignee Address Change_0075A#page7.tif
source=Notice of Assignee Address Change_0075A#page8.tif
source=Notice of Assignee Address Change_0075A#page9.tif

IN THE UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE

First Named Inventor : Attorney Docket No. 2015-0075A
Toshihito MIYAMA : **Confirmation No. 7997**
Patent No. 9,975,105 : Group Art Unit 1671
Issued May 22, 2018 : Examiner Amy C. Bonaparte
SYSTEM FOR PRODUCING OXYGENATE :
AND METHOD FOR PRODUCING
OXYGENATE

NOTICE OF CHANGE OF ASSIGNEE ADDRESS

Commissioner for Patents
P.O. Box 1450
Alexandria, VA 22313-1450

Dear Commissioner:

Please note that the address of the Assignee of the above-identified application has changed
from:

RENAISSANCE ENERGY RESEARCH CORPORATION
B-1, 11-2, Kamitobahokotate-cho, Minami-ku, Kyoto-shi
Kyoto, Japan, 661-8114

to

RENAISSANCE ENERGY RESEARCH CORPORATION
102 Advanced Chemical Technology Center in Kyoto, 105 Jibu-cho, Fushimi-ku, Kyoto-shi
Kyoto, Japan, 612-8374

Please change the address of the Assignee of the above-identified application exactly as
set forth above.

/Chao Gao/ 2021.10.22
14:49:27 -04'00'

October 22, 2021

Chao Gao
Registration No. 65,313

Date

DECLARATION

I, Yumi KATSUKI of SHIGA INTERNATIONAL PATENT OFFICE,
GranTokyo South Tower, 1-9-2, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo Japan,
understand both English and Japanese, am the translator of the English
document attached, and do hereby declare and state that the attached
English document contains an accurate partial translation of CERTIFICATE
SHOWING ALL HISTORICAL MATTERS of Renaissance Energy Research
Corporation and that all statements made herein are true to the best of my
knowledge.

Declared in Tokyo, Japan
This 18th day of October, 2021



Yumi KATSUKI

(Translation)

CERTIFICATE SHOWING ALL HISTORICAL MATTERS

102 Advanced Chemical Technology Center in Kyoto, 105 Jibu-cho, Fushimi-ku,
Kyoto-shi

Renaissance Energy Research Corporation

(Page 1: the columns, "Registration No.", "Trade Name" and "Head Office")

Registration No.	1300-01-047245	
Trade Name	Renaissance Energy Research Corporation	
Head Office	<u>B-1, 11-2, Kamitobahokotate-cho, Minami-ku, Kyoto-shi</u>	
	102 Advanced Chemical Technology Center in Kyoto, 105 Jibu-cho, Fushimi-ku, Kyoto-shi	November 4, 2014 Moved ----- December 8, 2014 Registered

(Page 6: last seven lines)

It is hereby certified that the above information is true to what is registered in the
Commercial Register.

(Jurisdiction of the Kyoto District Legal Affairs Bureau)

October 11, 2021

Osaka Legal Affairs Bureau

Registrar: Hiroyuki IWAI (Sealed)

Ref. No.: U577038

*Underlined portions indicate deleted items.

履歴事項全部証明書

京都市伏見区治部町 105 番地京都市成長産業創造センター 102 号
株式会社ルネッサンス・エナジー・リサーチ

会社法人等番号	1300-01-047245	
商 号	株式会社ルネッサンス・エナジー・リサーチ	
本 店	京都市南区上鳥羽鉾立町 11 番地の 2B-1	
	京都市伏見区治部町 105 番地京都市成長産業創造センター 102 号	平成 26 年 11 月 4 日移転 平成 26 年 12 月 8 日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成 16 年 7 月 6 日	
目 的	1. 触媒を用いた化学製品の製造に関する研究受託 2. 触媒を用いた化学製品の製造に関する技術開発及び関連工業所有権の販売 3. 触媒を用いた化学製品の製造に掛る技術コンサルタント 4. 国内外の企業への投資 5. 触媒、分離膜等の化学製品の製造及び販売 6. 触媒、分離膜等の化学製品の製造に関する技術開発及び関連工業所有権の販売 7. 触媒、分離膜等の化学製品の製造に掛る技術コンサルタント 8. 触媒、分離膜等の化学製品の製造に関する研究受託 9. その他各号に附帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	4915 株	平成 24 年 4 月 17 日変更
		平成 24 年 5 月 9 日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>1100 株</u> 各種の株式の数 普通株式 985 株 A 種優先株式 115 株	平成 24 年 4 月 27 日変更
		平成 24 年 5 月 9 日登記
	発行済株式の総数 <u>1300 株</u> 各種の株式の数 普通株式 1185 株 A 種優先株式 115 株	令和 2 年 3 月 30 日変更
		令和 2 年 4 月 3 日登記
資本金の額	<u>金 2 億 9 0 2 5 万円</u>	平成 24 年 4 月 27 日変更
		平成 24 年 5 月 9 日登記

	金3億4025万円	令和 2年 3月30日変更 令和 2年 4月 3日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種別の株式の内 容	普通株式 4800株 A種優先株式 115株 A種優先株式の内容は、次のとおりとする。 (残余財産の分配) 1. 当会社は、残余財産を分配するときは、当該基準日の株主名簿に記載又は記録された最終のA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）に対し、当該基準日の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき金100万円（但し、A種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、A種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。）（以下「A種優先残余財産分配額」という。）を支払う。 2. A種優先株主又はA種優先登録質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額が支払われた後に、なお残余財産がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録質権者には、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、A種優先転換比率（後記（普通株式への転換）に定められる。）を乗じた額の残余財産を分配する。 (議決権) A種優先株主は、当会社の株主総会においてA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。 (株式の併合・分割、新株引受権等) 1. 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種優先株式ごとに同時に同一割合でこれを行う。 2. 当会社は、株主割当の方法によって株主に新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えるときは、各々の場合に依りて、普通株主には普通株式、A種優先株主にはA種優先株式の、新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を、それぞれ同時に同一割合で与える。 (普通株式への転換) A種優先株主は、いつでも、以下に定める条件で、A種優先株式を当会社が取得し、それと引換えに当会社の普通株式を交付すること（以下「転換」という）を請求することができる。 1. A種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。 (1) 取得と引換えに交付すべき普通株式数 A種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。ただし、取得によりA種優先株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法による調整を行う。なお、A種優先株式1株の取得により交付すべき当会社の普通株式の株式数を、定款においてA種優先転換比率という。 $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$ 上記のA種優先株式の払込金額（当初金100万円）は、A種優先株式	

につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には適切に調節される。

(2) 当初転換価額

当初の転換価額は、1 株につき 100 万円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) 転換価額は、A 種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

(i) 株式の分割または無償割当により当会社の株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び株式分割により当会社の有する当会社の株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{株式分割・無償割当前発行済株式数}}{\text{株式分割・無償割当後発行済株式数}}$$

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日または無償割当の割当日にこれを適用する。

(ii) 当会社の株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当会社の有する当会社の株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{併合前発行済株式数}}{\text{併合後発行済株式数}}$$

(iii) 調整前の転換価額を下回る金額をもって、①当会社の株式を発行する場合、②当会社が保有する自己株式を処分する場合は、かかる発行又は処分の払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）を適用日として、かかる払込金額又は処分価額をもって調整後の転換価額とする。

(iv) 調整前の転換価額を下回る価額をもって当会社の株式を取得することができる株式を発行する場合、かかる株式の払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の初日）に、発行される株式全てが取得されたものとみなし、その株式の転換価額（ただし、上記 (iii) において転換価額を調整する場合は、当該調整後の転換価額を下回る場合に限る）を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により交付される株式（当会社の株式を取得できる株式を含む。）1 株当たりの行使価額が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、「新株予約権の行使により発行される新株 1 株当たりの行使価額」を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、その発行日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

(vi) 当会社が存続会社となる合併、当会社が完全親会社となる株式交換又は株式移転（以下「合併等」という）が行われる場合で、転換価額が希薄化する場合は、次の算式により転換価額を調整する。なお、合併により消滅会社の株主に割当てられる当会社の株式もしくは株式交換又は株式移転により完全子会社の株主に割当てられる当会社

の株式（以下「割当株式」という）を「新発行株式数」とし、当該新発行株式数が当社の普通株式でない場合は全て普通株式を取得したとみなして計算する。調整後の転換価額はかかる合併等の効力発生日以降、これを適用する。なお、割当株式の対価については、当会社の取締役会が決定する。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & & \text{新発行} \\ \text{転換} & = & \text{株式数} \times \text{割当株式} \\ \text{価額} & & \text{の対価} \\ & & \text{調整前転換価額} \end{array}$$

(既発行株式数－自己株式数)＋新発行株式数

(b) 上記 (a) に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当会社は A 種優先株主及び A 種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本 (b) に定める転換価額の調整については、A 種優先株主の議決権の 3 分の 2 以上の同意を要するものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前 (i) 号のほか、当会社の発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 上記 (a) (iv) に定める株式の取得可能期間が終了したとき。ただし、当該株式全てが取得された場合を除く。

(iv) 上記 (a) (v) に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

(d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。

(4) 転換価額の調整を行わない場合

本項第 (3) 号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。

(a) ある種類の株式の取得により当会社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当会社の株式を発行もしくは処分するとき。

(b) A 種優先株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。

(強制転換条項)

当会社は、当会社が株式上場するべき旨を取締役会において決議し、かつ、株式上場に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合、取締役会決議により A 種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付することができるものとする。

但し、A 種優先株主が普通株式を取得した後 6 ヶ月以内に当会社の株式上場が実現せず、かつ、かかる 6 ヶ月経過後 1 ヶ月以内に本条に基づく強制取得を受けた A 種優先株主が要請した場合には、かかる取得は法令上可能な範囲で取得された日に遡って無効となる。

(種類株主総会における取締役の選任)

1. A 種優先株主は、その総会において取締役 1 名を選任する。

	2. 普通株主は、その総会において取締役 2 名以上を選任する。 3. 第 1 項及び第 2 項の定めにかかわらず、法令又は定款に定めた取締役の員数を欠き、その員数を満たすべく取締役を選任すべき場合において、当該欠員を選任できる株式につき、議決権を行使し得る株主を欠く場合には、議決権を行使し得る株主の残存する株式の株主が全ての取締役を選任できることとする。 平成 24 年 4 月 17 日変更 平成 24 年 5 月 9 日登記		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、これを譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。		
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社 大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社大阪証券代行部		
役員に関する事項	取締役	岡田治	平成 29 年 10 月 7 日就任 平成 29 年 11 月 22 日登記
	取締役	岡田治	令和 1 年 9 月 27 日重任 令和 1 年 10 月 4 日登記
	取締役	岡田治	令和 3 年 9 月 29 日重任 令和 3 年 10 月 7 日登記
	取締役	一本松正道	平成 29 年 10 月 7 日就任 平成 29 年 11 月 22 日登記
	取締役	一本松正道	令和 1 年 9 月 27 日重任 令和 1 年 10 月 4 日登記
	取締役	一本松正道	令和 3 年 9 月 29 日重任 令和 3 年 10 月 7 日登記
	取締役	岡田壽子	平成 29 年 10 月 7 日就任 平成 29 年 11 月 22 日登記
	取締役	岡田壽子	令和 1 年 9 月 27 日重任 令和 1 年 10 月 4 日登記
	取締役	岡田壽子	令和 3 年 9 月 29 日重任 令和 3 年 10 月 7 日登記

	大阪府大阪狭山市大野台四丁目17番7号 代表取締役 岡田 治	平成29年10月 7日就任 平成29年11月22日登記
	大阪府大阪狭山市大野台四丁目17番7号 代表取締役 岡田 治	令和 1年 9月27日重任 令和 1年10月 4日登記
	大阪府大阪狭山市大野台四丁目17番7号 代表取締役 岡田 治	令和 3年 9月29日重任 令和 3年10月 7日登記
	監査役 田村 誠 邦	平成28年 9月23日重任 平成28年10月 5日登記
	監査役 田村 誠 邦	令和 2年 9月25日重任 令和 2年10月 7日登記
支 店	1 大阪市中央区高麗橋一丁目7番7-2810号	平成23年 6月 2日設置 平成23年 6月 7日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する 事項	平成23年5月19日大阪市中央区高麗橋一丁目7番7-2810号から本店 移転 平成23年 5月23日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 3年10月11日

大阪法務局
登記官

岩 井 宏 之



整理番号 ウ577038

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

6/6

PATENT